

高齢者見守りに関して、ご協力いただける範囲を相互に確認のうえ、以下「【標準】世田谷区における支援が必要と思われる高齢者に係る情報の提供に関する協定書(世田谷区標準協定書)」を基本とする案文を調製・確認します。

世田谷区標準協定書

世田谷区における支援が必要と思われる高齢者に係る情報の提供に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内に居住する者のうち行政による支援が必要と思われる高齢者に関する情報の提供に関し、乙が甲に対して協力するに当たり必要な事項を定めることにより、行政による支援が必要な高齢者（以下「要援護者」という。）の甲による早期把握を図り、もって必要な支援を適切に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、甲による要援護者への支援事業の趣旨に賛同し、乙の業務に支障のない範囲内で甲の事業の実施に協力するものとする。

（通報）

第3条 乙は、甲の行政区域内における業務執行に際し、高齢者である住民の対応の状況、住居の状況、その他の現場の状況から、当該住民が行政による支援が必要な状況にあると思われる場合には、乙の業務に支障のない範囲内でその旨を甲に通報をするものとする。

2 甲及び乙は、前項の通報を行い、又は受けるに当たり法令、条例、規則等の規定を遵守し、適切に対応するものとする。

3 甲への通報に係る費用については、乙の負担とする。

（免責）

第4条 乙は、通報の有無及び通報の内容に関し、甲に対して何ら責めを負わないものとする。

(秘密保持の義務)

第5条 甲は、この協定の実施に当たり乙から提供された個人情報その他関連情報(以下「個人情報等」という。)を第三者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の実施に当たり乙から提供された個人情報等をこの協定の目的を超えて利用してはならない。

3 前2項の規定は、この協定の有効期間が満了した後も、なお効力を有するものとする。

(連絡協議会)

第6条 乙は、この協定を円滑に施行するため、甲が設置する連絡協議会に参加するものとする。ただし、業務に支障がある場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年後の日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙が、その相手方に対し、書面をもって反対の意思を通知しない限り協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

甲と乙とは、この協定の締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲) 東京都世田谷区世田谷四丁目2-1番27号
世田谷区
代表者

乙) 協定締結事業者
所在地
名称
代表者